

発南箕第85号  
平成25年3月1日

各地域密着型サービス事業者 様

南部箕蚊屋広域連合長

介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス及び  
指定地域密着型介護予防サービスの基準等について

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の4第1項及び第2項、第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定による「南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成25年南部箕蚊屋広域連合条例第1号。以下「条例」という。）については、平成25年2月27日に公布され、平成25年4月1日から施行されます。

条例の運用に当たっては、次のことに留意し、適切に対応してください。

#### 記

##### 1 本広域連合独自基準以外の基準についての運用

2に定めるもののほか、条例の運用に当たっては「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日付老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知。（以下「基準通知」という。））において示されている内容を準用しますので、これを踏まえて適正な事業運営を行ってください。

##### 2 本広域連合独自基準についての運用

条例において本広域連合独自に規定した基準については、運用上の留意事項を別紙のとおり定めましたので、留意事項を十分に確認の上、適正な事業運営を行ってください。

(別紙)

## 1 サービスの提供に関する記録の整備について

各サービスごとに掲げられた各種の記録については、完結の日から5年間保存をしなければならないとしたものである。

完結の日とは、利用者との契約の終了日ではなく、それぞれの書類ごとに、その書類を使わなくなった日とする。利用者との契約が継続している間において、当該利用者に関する全ての記録を保存することを求めるものではない。

完結の日の具体的な取り扱いは、次のとおりとする。

### ① サービス提供の根拠となる計画及び具体的なサービス内容等の記録

保存期間の始期は、計画の場合、当該計画が定める目標期間の最終月の翌々月の1日とする。

また、具体的なサービス内容等の場合、当該サービスが提供された月の翌々月の1日とする。

### ② 上記①に該当しない苦情及び事故等に関する記録

保存期間の始期は、記録の作成日の属する月の翌月1日とする。

なお、事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度の終了後、5年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

## 2 基準通知の読み替えについて

次の表の左欄に掲げる基準通知の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

基準通知の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3の1の4の(11)の②	2年間	5年間
第3の1の4の(16)の⑥	2年間	5年間
第3の1の4の(25)の②	2年間	5年間
第3の1の4の(26)の②	2年間	5年間
第3の1の4の(27)の②	2年間	5年間
第3の2の4の(2)の④	2年間	5年間
第3の3の3の(3)の⑤	2年間	5年間
第3の4の4の(5)の③	2年間	5年間
第3の4の4の(6)の②	2年間	5年間
第3の4の4の(9)の③	2年間	5年間

第3の4の4の(18)の②	2年間	5年間
第3の5の4の(2)の②	2年間	5年間
第3の5の4の(4)の③	2年間	5年間
第3の5の4の(5)の③	2年間	5年間
第3の6の3の(4)の②	2年間	5年間
第3の6の3の(6)	2年間	5年間
第3の6の3の(7)	2年間	5年間
第3の6の3の(12)の⑤	2年間	5年間
第3の7の4の(2)	2年間	5年間
第3の7の4の(4)の②	2年間	5年間
第3の7の4の(5)の⑧	2年間	5年間
第3の8の4の(2)の④	2年間	5年間
第3の8の4の(4)の④	2年間	5年間
第4の3の1の(2)の③	2年間	5年間
第4の3の2の(2)の③	2年間	5年間
第4の3の3の(2)の③	2年間	5年間